

シリーズ：子どもの権利 No.23 ～クイズで考える子どもの権利～答えと解説

11月のシリーズ子どもの権利では、○×クイズを掲載しました。今月はその解説です。

①子どもの権利条約の締約国、地域は、2014年にパレスチナが加入し194になった。答え【○】未締約国は3か国。締約国の最も多い条約です。

②日本は、1994年に批准し今年20周年を迎える。答え【○】日本は158番目に批准しました。

③子どもの権利条約でいう子どもとは、0歳から20歳である。答え【×】18歳になっていない人のことを言います。

④ユニセフは条約で守るように定められている権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類している。答え【○】全ての子どもたちがもっている権利です。

⑤子どもの権利条約は50条からなり

たつ。答え【×】前文、第1部（1条～41条）、第2部（42条～54条）

⑥日本で、子どもの権利に関する条例を策定している自治体は、泉南市の他は10か所である。答え【×】2008年の調べで50を超えています。

⑦泉南市子どもの権利に関する条例では、「わかもの会議」を設置している。答え【×】「せんなん子ども会議」です。

⑧泉南市は条例を推進することで「子どもにやさしいまち」をめざしています。答え【○】泉南市子どもの権利に関する条例の目的です。

⑨平成25年に泉南市が行った、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査で、「泉南市子どもの

権利に関する条例」を知っていると答えた人は、50%である。答え【×】約40%でした。

⑩泉南市子どもの権利に関する条例の検証を行うために、泉南市子どもの権利条例委員会が設置されている。答え【○】第1回の市長報告は今年の4月に実施されました。

⑪「あなたがホッとできるときはどんな時ですか」の小学生回答の1位は、「友達と遊んだり話したりしている時」で中学生は、「ひとりで好きな事をしている時」答え【○】中学生の3位には「寝ている時」が続きます。

問⑫「どのようなところだったら相談しようと思いますか」の小中学生回答の1位は、「聞いたことを秘密にしてくれるところ」である。答え【○】2位は「どんな話も聞いてくれる」でした。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）